

ほうかつだより

第14号 令和6年6月発行

(発行)

広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター
住所) 安佐北区亀崎一丁目1-6 ぶぐらん高陽2階
電話) 841-5533 FAX) 845-8811
営業時間) 月曜日～土曜日 日曜日・祝日休み
8:30～17:15 (窓口は9:00～17:15)

何かあってからだと遅い…避難

Evacuation Information (Revised)

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひせんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル 4

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を察知したときに発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ自発的な行動を見合わせて始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

災害の「備え」チェックリスト

非常用持ち出し袋 (非常時に持ち出すもの)

<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 食品	<input type="checkbox"/> 防災用ヘルメット・防災ずきん	<input type="checkbox"/> 衣類・下着	<input type="checkbox"/> レインウェア	<input type="checkbox"/> 懐しのズック靴	<input type="checkbox"/> 懐中電灯 (LEDが望ましい)	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ (充電式が望ましい)	<input type="checkbox"/> 予備電池・携帯充電器	<input type="checkbox"/> マッチ・ろうそく	<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ	<input type="checkbox"/> ブランケット	<input type="checkbox"/> 薬手	<input type="checkbox"/> 洗面用具	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> ペン・ノート	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコール	<input type="checkbox"/> 石けん・ハンドソープ	<input type="checkbox"/> ウエットティッシュ	<input type="checkbox"/> 体温計
----------------------------	-----------------------------	---	--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	--	---	-------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------------	------------------------------	---------------------------------	------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	------------------------------

感染症対策にも有効です!!

一緒に持ち出そう!!

貴重品 (現金、印鑑、免許証、健康保険証、大切な写真、大切な書類)

子供がいる家庭の備え

<input type="checkbox"/> ミルク (パウチタイプ)	<input type="checkbox"/> 子供用紙オムツ	<input type="checkbox"/> 抱っこひも
<input type="checkbox"/> 使い捨て哺乳瓶	<input type="checkbox"/> お尻ふき	<input type="checkbox"/> 子供の靴
<input type="checkbox"/> 離乳食	<input type="checkbox"/> 携帯用お尻洗浄機	
<input type="checkbox"/> 携帯おたかり	<input type="checkbox"/> ネックライト	

女性の備え

<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> サニタリーショーツ	<input type="checkbox"/> 防犯ブザー/ホイッスル
<input type="checkbox"/> おりものシート	<input type="checkbox"/> 中身の見えないごみ袋	

高齢者がいる家庭の備え

<input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ	<input type="checkbox"/> 入れ歯	<input type="checkbox"/> テリケートゾーンの洗浄剤
<input type="checkbox"/> 杖	<input type="checkbox"/> 入れ歯用洗浄剤	<input type="checkbox"/> 特殊の茶
<input type="checkbox"/> 補聴器	<input type="checkbox"/> 男性用吸水パッド	<input type="checkbox"/> お茶手袋のコピー

備蓄品 (月間に1回は確認しましょう)

<input type="checkbox"/> 食料や水 (最低3日分!できれば1週間分) × 家族分
<input type="checkbox"/> 生活用品

ほかにも、家庭に必要なものは日ごろから備えておきましょう

「災害対策基本法」が令和3年5月より見直され、避難勧告は廃止。避難指示に一本化されています。避難指示の強制力はなく、応じないからといって罰則規定はありません。しかし、ご自身や大切な方の命を守る為にも発令されたときには、最善の行動を取りましょう。

災害が起こった時には遅いこともあるので、上記に示しているチラシを参考に大切な人と、避難する場所・持ち出す物など話し合いを行って下さい。地域のハザードマップの確認も行い、危険な場所を事前に確認しておくことも大切な事になります。

地域で行われている、避難訓練への参加も大切な事になりますので、行われる際には積極的に参加し、災害への備えをして下さい。

「認知症基本法」って？

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことが出来るよう法整備がされ2024年1月1日施行となりました。

国、都道府県、市町村の責務を明記するとともに、国民の責務も明記されています。罰則規定などはありませんが、認知症に対する理解の増進、認知症の人に対するバリアフリー、社会参加の機会の確保等多岐にわたり考えられています。

認知症の人に深くかかわっている人に対する支援も適切に行うようにとの明記もあります。

法整備がされた背景としては、今後高齢者の増加が予想されており、直近2025年には高齢者の割合は総人口の30%程度となり、5人に1人は認知症患者になるとも言われている現状があることや、認知症の人も含めた共生社会の実現のため制定されました。



河田春香の虫取り日記

昨年6月に育休から復帰して約1年が経ちます。おかげさまで、息子は2歳の元気いっぱいなやんちゃ坊主に育っています。

私は田舎に住んでいた為、両親と一緒に虫取り等の山遊びを沢山して育ちました。その影響か、大人になっても虫を含め色々な生き物が大好きです。特に大きなカマキリやトカゲにはテンションが上がります。息子が嫌がらなければ、私の両親がしてくれたように、自然の中で一緒に遊びまわりたいと思っています。



ホームページ
あります

ホームページから
ご相談いただくこ
ともできます。



高陽包括



消費者被害の最新情報

郵便にて心当たりのない化粧品代(5000円)の請求がきた。その後、弁護士より提訴する書類代として2700円請求された。
→対応策：身に覚えのない事には、対応しない。

包括支援センターの職員と名乗る人から連絡があり、生活状況等質問があった。連絡を受けた人は全て回答したが、電話番号を確認すると県外と表示される。連絡してきた人は、高齢者のフルネームを知っていた。
→対応策：不信な電話には出ない。

「包括支援センター」と名乗っていますが、どこの包括支援センターなのか、職員名を聞く。気になる時には高陽・亀崎・落合包括支援センターに連絡をお願いします。

最近の消費者被害を知って自身を守ろう



「道らそう犯罪」広島県民協会の運動マスコットキャラクター「モシカ」